

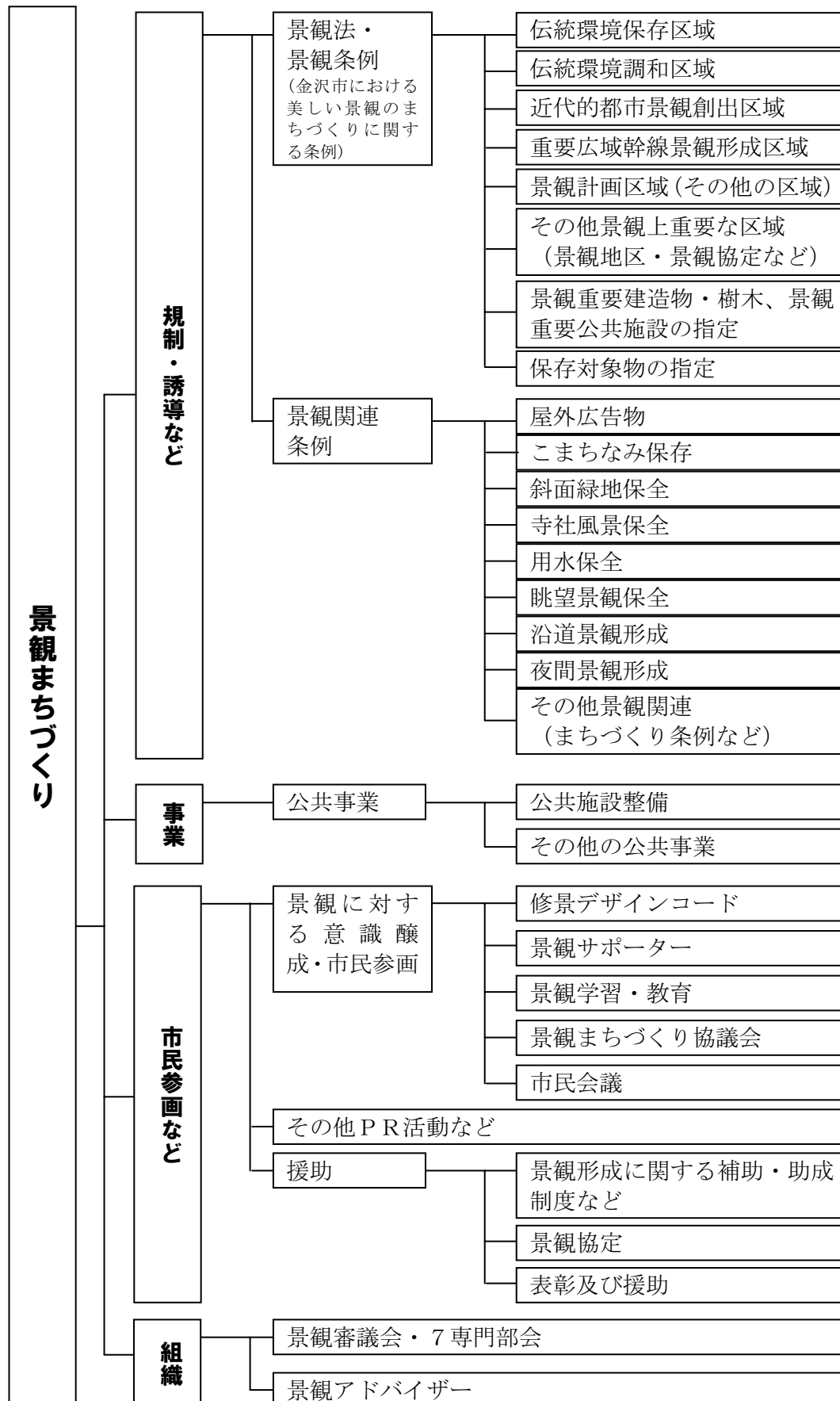
第6章

景観まちづくりに向けた取り組み

第6章 景観まちづくりに向けた取り組み

6-1 景観まちづくりの全体構成

本計画に基づき、景観条例および関連条例による運用と景観法の活用を軸として進めていく。景観まちづくりの全体構成を以下に示す。



6-2 景観法の活用方針

(1) 基本的な考え方

本市では、景観条例をはじめとして、これまで全国的に先駆けて、こまちなみ保存条例、用水保全条例、斜面緑地保全条例など、特色ある市独自条例を制定してきた。

これらの特色ある景観的取り組みは、本市の特徴ある景観を形成していく上でも、今後も継承していくことが望ましい。

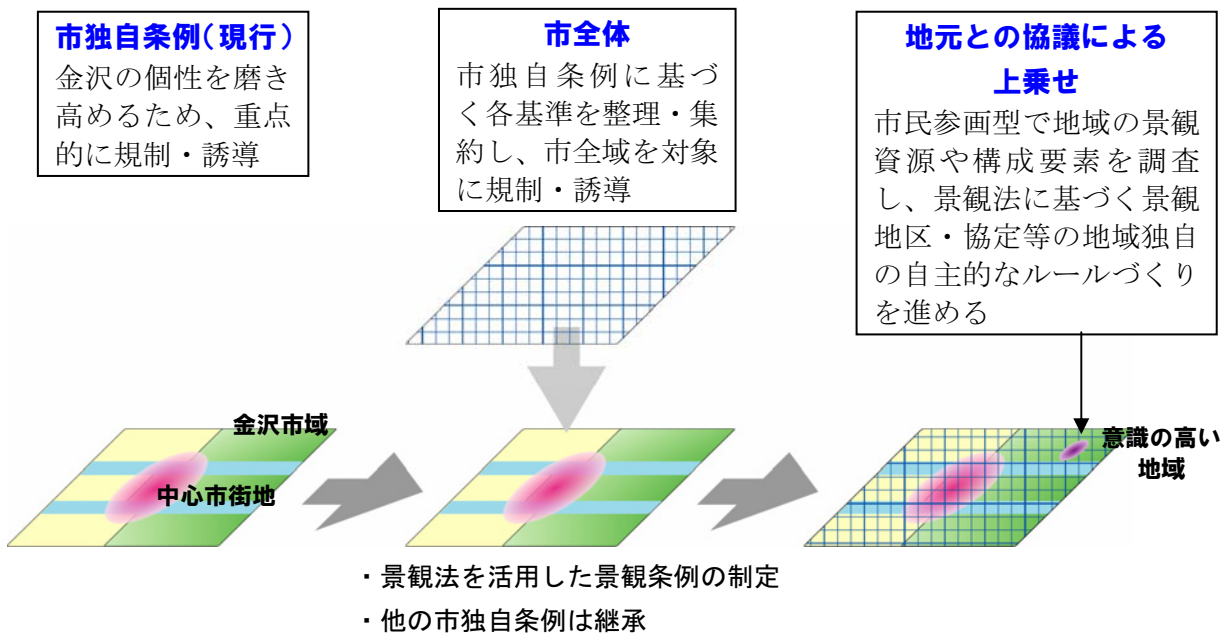
一方、歴史都市推進など、金沢としての魅力と風格ある景観まちづくりをより積極的に展開していくため、これまでの市独自条例による「指導・勧告」から、「変更命令」や「罰則」も視野に入れた対応が求められており、景観法の活用による規制・誘導が必要である。

このため、従来規制・誘導を継承しながら、必要な部分に景観法の法的担保を取り入れ、景観形成基準を強化する。

さらに、基準の運用にあたっては、市民にも分かりやすい視覚的な修景イメージ図を作成・併用することにより、積極的な景観形成を促す。

- ① 現行の市独自条例は継承する。
- ② 新景観条例に基づき、市全域を対象に規制・誘導を図る。
(例) 現行の指定区域における原則全ての建築行為等の届出→継続
その他指定区域外における一定規模以上の建築行為等の届出→新規
- ③ 景観法を活用し、複数ある市独自条例で共通する基準について、整理・集約する。
- ④ 個別の地域と協力しながら、より具体的な基準の作成を検討し、必要に応じて上乘せし、景観法等を活用した規制・誘導を図る。

【景観法活用のイメージ】



第6章 景観まちづくりに向けた取り組み

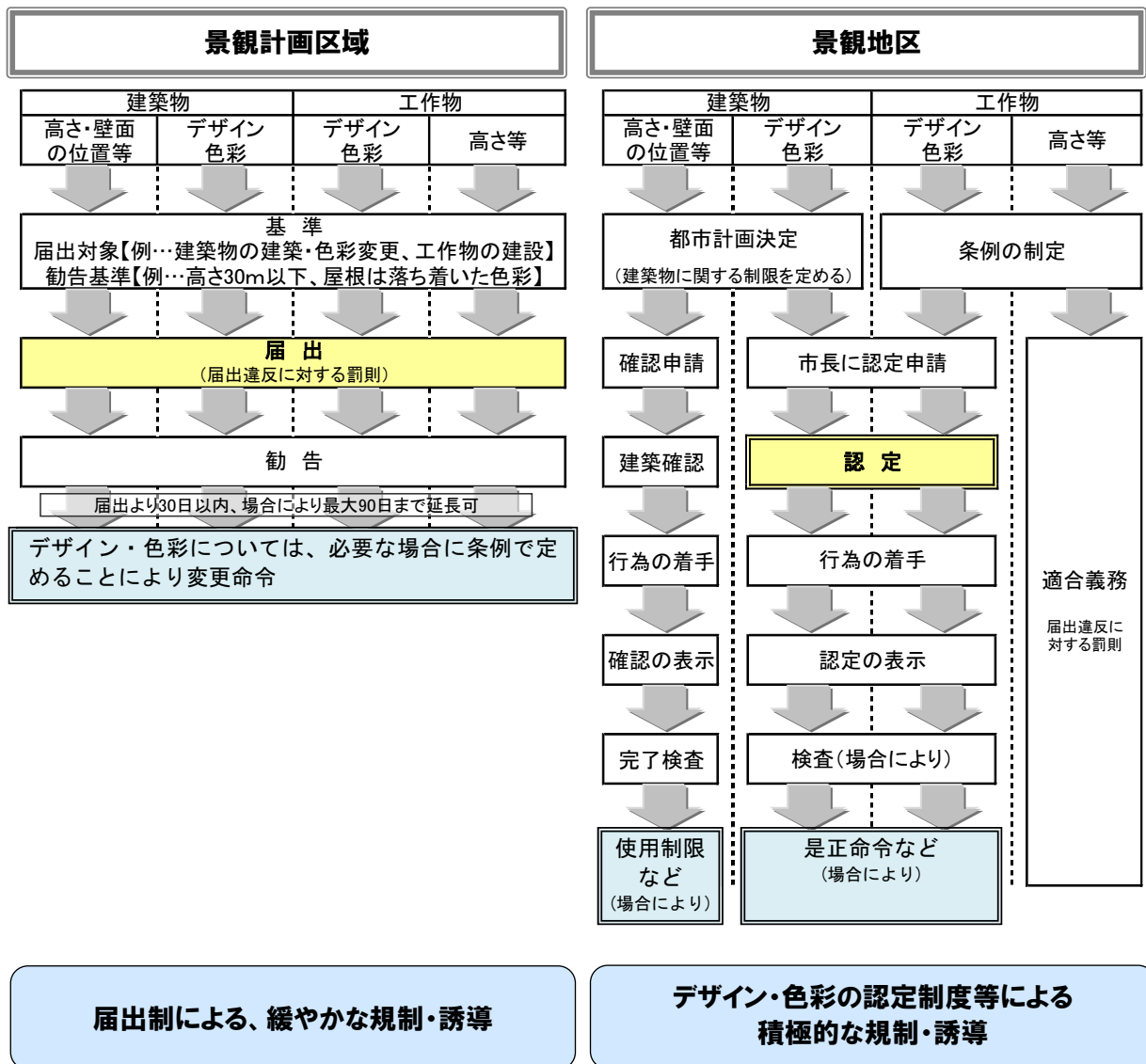
(2) 景観法による規制・誘導の強化

景観法では、届出対象となる行為に対し、景観計画で示す基準に適合しない場合には、指導・勧告や形態意匠（デザイン・色彩）※に係る変更命令ができる。（17条）。

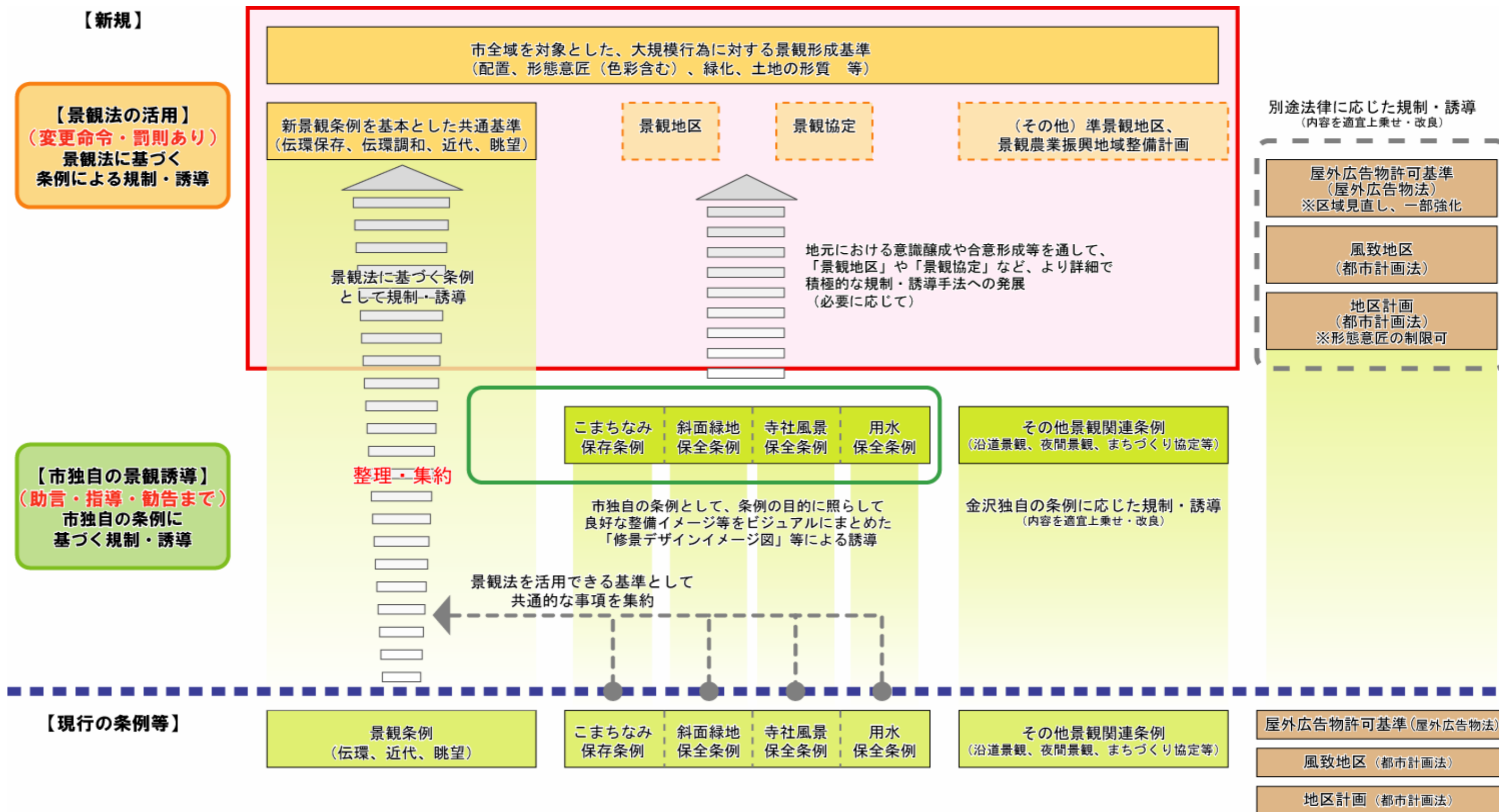
さらに、より積極的に良好な景観形成を図る地区として「景観地区」を定めることにより、建築物の建築には市長の認定が必要になるなど、良好な景観形成に向けてより強制力のある規制・誘導が可能となる。

※変更命令の対象は、建築物その他の工作物の形態又は色彩その他の意匠（形態意匠）の制限に関する事項に限定される。

【景観法（景観計画区域、景観地区）における規制・誘導の流れ】



【金沢市における新たな景観誘導イメージ ～ 法制度を中心として ～】



橙：景観法を活用する部分 緑：市独自条例に基づく部分 茶：他の法制度・条例に基づく部分

6-3 景観まちづくりの展開方針

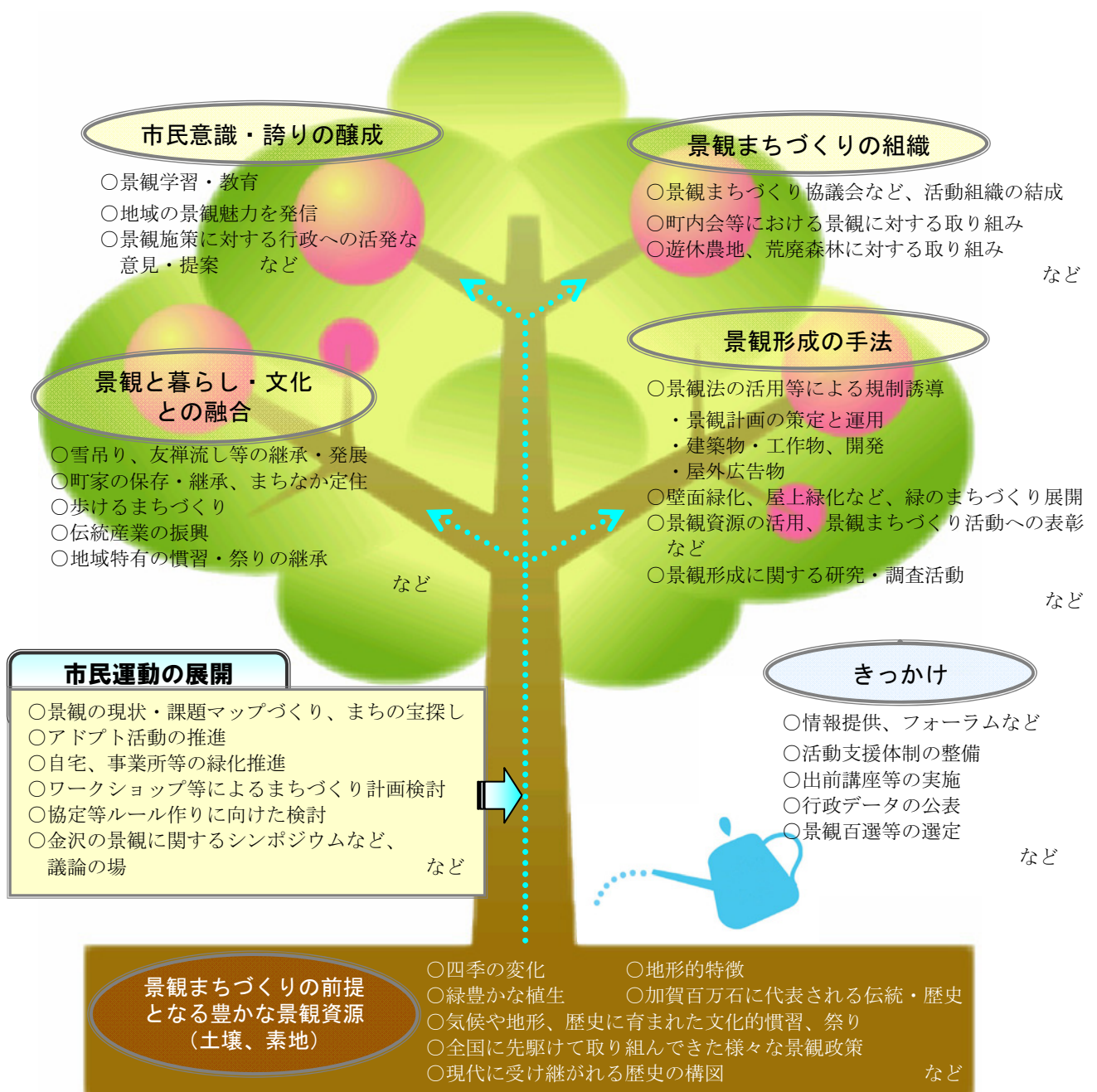
(1) 市民※と行政が議論しながらともに歩む景観まちづくりへの展開

市民会議等の様々な場面・機会で、市民が金沢の景観まちづくりについて議論し、景観に係る情報を共有しながら、景観まちづくりを展開する。

※ここでいう“市民”とは、市民、事業者、設計者・施工者を示す。

(2) 市民活動の展開による景観まちづくり

【市民活動の展開による景観まちづくりイメージ】



(3) 景観まちづくりの段階的な展開

1) きっかけづくり

広く市民に景観に対する関心を高めてもらい、身のまわりの景観について考えるきっかけづくりを進める。

気づく・意識する

2) 共通認識

景観と私たちの暮らしとの関わりを通して、景観の現状・課題、地域や市の景観特性を把握し、景観まちづくりの重要性について理解を深める。

客観的に評価する

3) 市民活動の実践

市民自らが景観まちづくりとしての様々な活動を行い、個別の地域・地区において、独自のルールづくりを進めるなど、主体的な取り組みが進む。

景観を共有資産として捉える

4) 活動の発展

市全体に、具体的な景観まちづくりが広がり、様々なまちづくり関連施策と連携しながら、組織的な展開を見せる。

市全体への景観まちづくりの広がり

【景観まちづくりの段階的な活動展開イメージ 一覧】 ※ ここで示す“市民”には、「企業市民」として事業者、設計者・施工者も含める

① きっかけづくり
② 共通認識
③ 市民活動の実践
④ 活動の発展

【主な取り組み例・活動主体】
市民や行政がそれぞれの役割に応じて展開する景観まちづくりの取り組み例

活動主体	市民	行政
例		
・景観について考えるきっかけを提供する		○
・市民に景観への関心を向けてもらう		○
・景観に関する情報を共有する	○	○
・景観に関する情報について問合せる	○	

【主な活動例・対象エリア】
各種活動の対象エリア（全市域的な広がりのあるもの／個別地域を対象としたもの）に応じて展開する景観まちづくり活動例

対象エリア	全市	地域
例		
・（仮称）修景デザインコードの公開	○	
・景観形成基準の周知	○	
・景観まちづくりに関する出前講座等の実施	○	○
・市民会議、セミナー等の開催	○	○

【金沢や他都市で見られる事例】
金沢市や他都市で実際に展開されている景観まちづくり活動例

- ・かなざわ景観だよりの発行（金沢市）
- ・全建賞*を受賞した御影大橋（金沢市）
- ・景観まちづくり講座（東京都町田市）

全建賞とは
(社)全日本建設技術協会が主催する、昭和28年度に設けられた伝統ある賞。建設技術の活用等により特出した成果の得られた事業を表彰するもので、御影大橋はH18年度受賞。







かなざわ景観だより

活動主体	市民	行政
例		
・景観と暮らしとの関わりを知る	○	○
・景観の現状・課題を知る	○	○
・市や地域の景観特性を把握する	○	○
・景観まちづくりの重要性を理解する	○	○
・景観について一緒に考える場や機会をつくる	○	○

対象エリア	全市	地域
例		
・景観の現状・課題マップの作成	○	○
・まちの宝探し（良い景観資源など）	○	○
・街並み景観写真展の開催	○	○
・景観百選の選定、景観賞	○	
・先進地視察の実施	○	
・ワークショップ、景観マップづくり		○

- ・金沢都市美文化賞（金沢市）
- ・七尾百景プロジェクト（石川県七尾市）
- ・あるもの探しコンテスト（香川県丸亀市）
- ・高校景観デザインコンテスト（青森県）

金沢都市美文化賞


七尾百景プロジェクト


高校景観デザインコンテスト

活動主体	市民	行政
例		
・市民や企業市民（事業者）が自らできる景観まちづくりとしての様々な活動を展開する	○	
・個々の活動から継続的な活動へと展開する	○	
・具体的なルールづくり等を個別地区で展開する（モデルとなる地区）	○	○

対象エリア	全市	地域
例		
・海岸・河川等清掃活動、アドプト活動		○
・民家や事業所の緑化	○	
・簡易屋外広告物の除去	○	
・協定等ルールづくりに向けた検討と実践		○

- ・アドプト・リバー・プログラム（大阪府）
自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」。
- ・用水の清掃活動（金沢市）
- ・まちづくり協定／土地利用協定の締結（金沢市）
- ・幹線道路沿道の景観形成に向けた活動（金沢市）
西インター大通り景観形成協議会、諸江通り景観形成協議会にて活動を展開。





アドプト・リバー・プログラム





まちづくり協定の締結

現地ウォッチング（諸江通り）

活動主体	市民	行政
例		
・具体的なルールづくり等が市全体に広がる（モデル地区から市全体へ）	○	○
・様々な施策等の効果を検証する	○	○
・景観まちづくりを行う団体の組織化や活動の支援を行う		○
・法制度、条例案、政策制度との連携を強化する（ルール等と諸制度の結びつけ）		○
・景観まちづくりの活動や意識を地域に広める	○	○

対象エリア	全市	地域
例		
・ルール等の見直し	○	○
・景観整備機構の指定	○	○
・活動団体のNPO法人化	○	○
・景観地区の指定		○
・雪吊り作業や友禅流し等の風物詩体験		○
・加賀野菜や二俣和紙づくり等の地域産業体験		○
・町家再生・活用	○	○
・祭りや行事への参加PRとロケーションづくり	○	○

- ・尾道市景観地区の指定（広島県尾道市）
- ・NPO法人歴町センター大聖寺（石川県加賀市）
歴史的景観を守り、次世代の子供たちが地域に誇りをもてるように応援。
- ・金澤町家研究会（金沢市）
金澤町家の学術的な調査研究、町家の継承・活用事業、市民講座等の実施。
- ・耕作放棄地でのボランティア（石川県中能登町）
ボランティアによる農作業体験の実施により、耕作放棄地の有効利用。

尾道市景観地区

歴町センター大聖寺

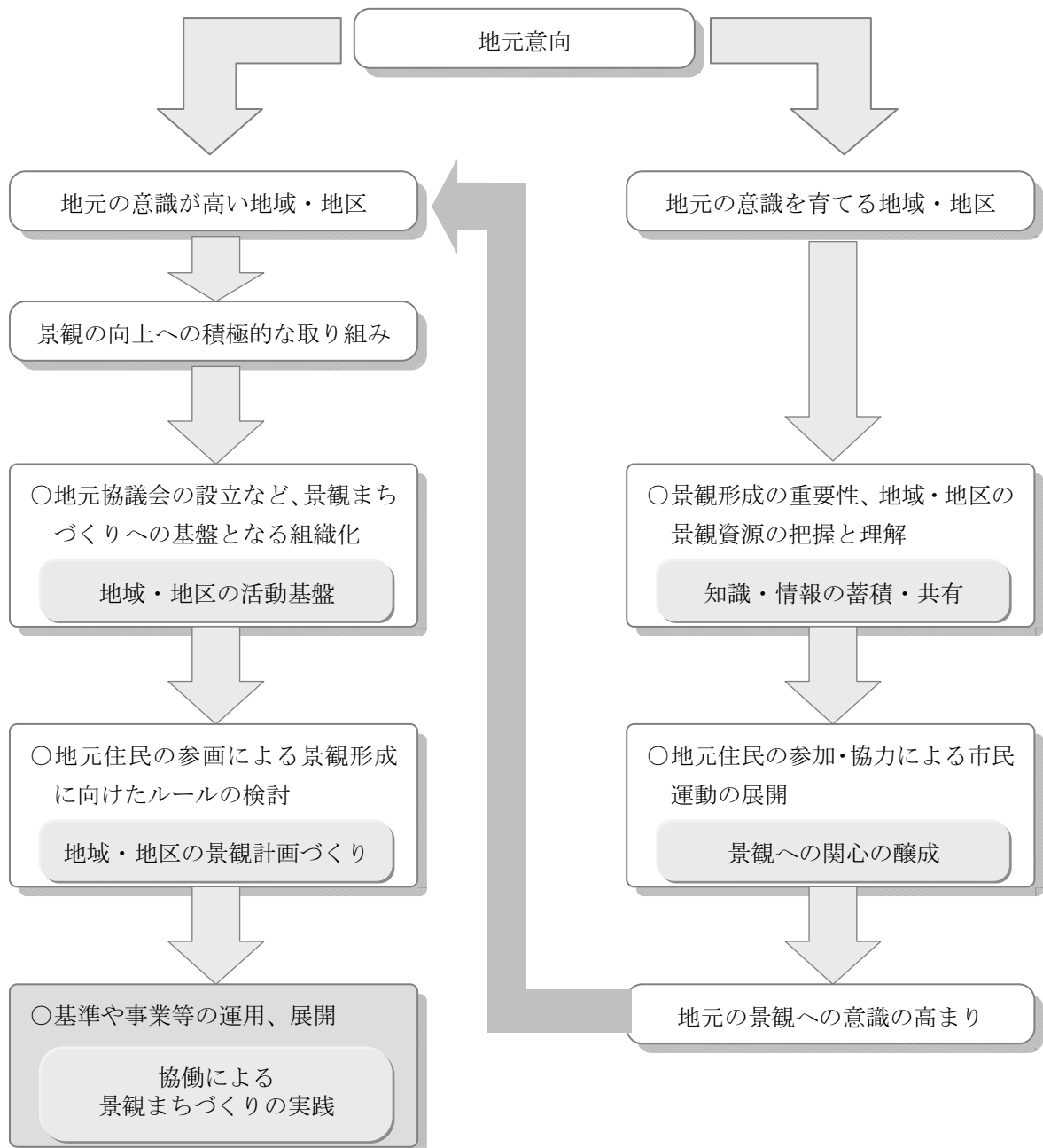
金澤町家研究会

耕作放棄地ボランティア

(4) 地域・地区に応じた景観まちづくりの展開

- 地域・地区の魅力ある景観形成に向けては、地元の意向を踏まえながら、個別地域の景観特性に応じた景観まちづくりの方針や計画を検討する。
- 住民の参画・協働による景観まちづくりは、地域・地区の実状にあわせて展開する必要がある。

【地域・地区の実状に合わせた景観まちづくりの進め方イメージ】



6-4 景観まちづくりに向けた施策展開

(1) 関連施策との連携

1) 都市計画施策との連携

●高度地区の活用

良好な都市環境を創出するため、建築物の高さを制限する都市計画制度の一つである高度地区の指定に基づき、地域特性に応じた建築物の高さの規制誘導を積極的に推進する。

●地区計画等の活用

宅地開発など、計画的な整備と景観形成を一体に進めるための手法として、地区計画制度を積極的に活用し、魅力ある景観形成を図る。また、市独自条例に基づくまちづくり協定の締結と併せ、それぞれの地域・地区の状況を踏まえながら、良好な景観形成を誘導する。

●特別用途地区の指定検討

地域の魅力とまとまりある景観形成に向け、建築物の用途も規制誘導する必要がある場合など、特別用途地区の指定を検討する。

●景観地区の指定

特に魅力ある景観形成が求められる地域について、前述の都市計画制度に基づく地区指定との役割分担を明確にし、建築等の行為に対する計画の認定制度など、より積極的な景観誘導を行う景観地区の指定を検討する。

2) その他関連施策との連携

●農林業施策との連携

良好な農地や森林を基盤とした景観形成を推進するため、ほ場整備、農道・林道・水路、施設整備等に係る施策と連携を図り、地域の生活・生業と調和した景観誘導を行う。また、必要に応じて、景観法を活用した景観農業振興地域整備計画の策定について検討する。

●環境施策との連携

本市の美しい自然環境を保全・継承し、潤いと魅力ある景観形成を推進するため、環境施策との連携を図る。また、地球環境問題や新エネルギー導入に係る施策と連携し、環境面と景観面のバランスのとれた良好な景観を誘導する。

●歴史・文化施策との連携

登録文化財の活用や伝統文化の継承など、地域における歴史的・文化的資産を活かした文化的景観を保全・活用するため、歴史・文化施策との連携を図る。

●その他関連施策との連携

景観まちづくりを広く展開するため、交通、産業、市民参画、教育等様々な関連施策と連携を図り、総合的かつ効果的な推進体制を整える。

(2) 公共事業の展開による景観まちづくり**1) 景観形成に対する補助制度等の活用****●既存の各種補助制度の充実**

良好な景観形成を推進するため、今後も既存の各種補助制度を活用していくとともに、適宜、補助制度の見直し・充実について検討する。

2) 景観に配慮した公共事業の推進**●公共事業景観形成ガイドライン等の活用**

公共事業に関して、景観に対する意識の向上を図るため、誰もが利用しやすい優れたデザインによる公共施設の建設、無電柱化、景観的に配慮した道路整備、防護柵の設置等の指針を示した国・県等で作成する「公共事業景観形成ガイドライン」を活用し、景観に配慮した公共事業の実施を推進する。

●国・県や隣接市町と連携した先導的な事業の展開

本市の実施する公共事業（広域交通網整備事業など）が、国・県、隣接市町の実施事業と景観的に整合性のとれた事業となるよう連携を図るとともに、特に重要な公共事業（駅周辺、金沢港周辺など）については、重点事業として先導的・モデル的な事業展開を推進する。

(3) 市民・事業者との協働による景観まちづくり**1) 景観に対する意識醸成****●景観学習・教育の推進**

学校教育と連携し、市内の小中学校における総合学習や各科目の授業を通じて、地域の景観について理解を深めるための景観学習・教育を進める。また、地域の公民館等を中心とした（仮称）景観出前講座を実施するなど、市民が地域の景観に関心を持ち、隠れた景観資源の発掘（掘り起こし）とその保全・活用に向け、地域が主体となって取り組む景観まちづくりを促進するための学習の場の提供について検討する。

●景観に関する市民会議、セミナー等の開催

「金沢市景観総合計画」・「金沢市景観計画」の内容を広く周知するとともに、市民に景観への関心を高めてもらうよう、市民会議やフォーラム、セミナー等を開催する。

●関係業界への説明会

景観形成の届出行為に関係する業界に対して、景観形成基準や良好な景観の取り組みに関する説明会を開催する。

●産学官連携による研究活動の推進

地域の魅力ある景観資源の掘り起こしや、より良好な景観形成に向けた課題等について、産学官連携による研究活動を推進し、広く市民にその結果を公表し、新たな景観まちづくりに活かしていく。

●景観整備機構の指定

良好な景観形成に関する調査研究、情報提供、景観重要建造物・樹木の管理等の業務を行うことができる景観整備機構の指定について検討する。

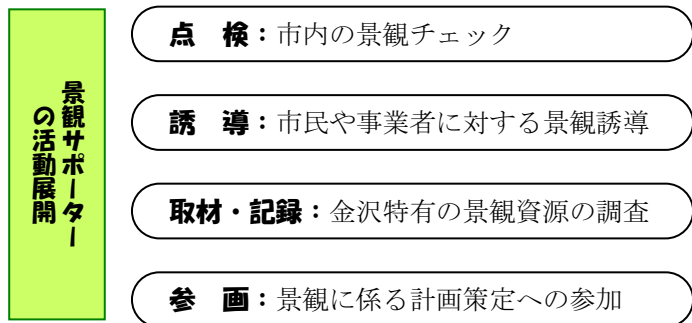
2) 市民参画による景観まちづくり活動の推進

●「(仮称) 修景デザインコード」の作成・運用

景観条例に基づく景観形成基準について、図面等を用いながら、その考え方を視覚的に分かりやすく解説するツールとして「(仮称) 修景デザインコード」を作成する。また、「(仮称) 修景デザインコード」は、時間・暮らしに根ざした景観を踏まえた修景イメージ図であるとともに、市独自の景観関連条例の特色や、金沢らしい魅力ある修景空間の創出をイメージすることができるものとして作成する。

●「景観サポーター」制度との連携

市民との協働によって、魅力ある本市の景観を後代へと継承していくため、市内の景観チェック（点検）、市民や事業者に対する景観誘導（誘導）、地域特有の景観資源の調査（取材・記録）、景観形成に係る計画策定への参加（参画）等を行う「景観サポーター」を任命・登録する。



●地域住民との協働による「(仮称) 景観まちづくり計画」の検討

魅力ある景観づくりに意欲のある地域をモデルとして、地域住民との「現地調査（まち歩き）」や「景観資源マップ」の作成、また、地域の景観資源を活かした景観形成の考え方を整理するパターン・ランゲージの活用等により、地域の特性に応じた魅力ある景観形成に向けた「(仮称) 景観まちづくり計画」の作成について検討する。

●パブリックコメント・アンケートの実施

金沢市景観計画や各種景観形成事業等に関して、パブリックコメントやアンケート調査を実施し、市民の意見や評価を反映する。

●地元説明会の開催

景観計画の見直し・更新等にあたっては、景観に関する市民意識や他計画と整合のとれた運用手法等を探るため、地元説明会を適宜開催する。

●人材の育成

学校教育、生涯学習の場を通して、子どもから高齢者まで、景観に関して興味を抱いてもらう機会を設けながら、景観まちづくりの裾野を広げるとともに、地域等で景観まちづくりのリーダーとなる人材の育成を図る。

●地域主体による景観向上活動の促進

景観等に影響を与えるゴミ集積場等について、見え方に工夫を凝らしたり、地域緑化や清掃など、利用する地域住民が主体になって取り組む景観向上や美化等に係る活動を促進する。

●「アドプト・プログラム」等の促進

関係機関等と連携し、犀川や浅野川等の河川景観の保全や道路の沿道美化活動など、市民等の自発的な活動を通して、地域の景観向上につなげる「アドプト・プログラム」等を促進する。

※アドプト・プログラムは、1985年、アメリカのテキサス州交通局が、道路の散乱ゴミ対策の新しい取り組みとして始めたもの。道路と「養子縁組（Adopt）」するという発想は、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及している。道路のほか、河川、海岸など、様々なものが養子縁組の対象になっている。

3) 景観まちづくりに関する情報提供・公開

●わかりやすい情報提供・公開

景観形成に係る指定区域や基準の内容、届出・許可申請の方法等について、市民が気軽に情報にアクセス・入手でき、わかりやすいものとして提供・公開できるよう、インターネット等による情報システムを整える。

●広報媒体の活用による景観形成に向けた取り組みの紹介

景観形成に係る計画や事業の周知・PRに向けて、必要に応じて、インターネットや新聞等の様々な広報媒体を通じて取り組みを紹介していく。また、景観施策や市内の様々な景観資源等を広く紹介する。

●都市美文化賞をはじめとする優れた景観の表彰・PR

都市美文化賞等の優れた建築物や景観に対する表彰を継続的に行うとともに、必要に応じて制度の充実を検討する。また、市のホームページや広報、マスメディア等を活用した積極的なPRを行う。

第6章 景観まちづくりに向けた取り組み

●観光ボランティアガイド「まいどさん」等との連携

観光ボランティアガイド「まいどさん」等との連携によって、本市の魅力ある景観資源を来訪者に積極的にアピールしていく。

●地域主体の景観形成活動の紹介

緑化活動や景観協定の締結など、地域が主体となって活動している景観形成の取り組みについて、いいね金沢（広報）、市ホームページ、マスメディア等を活用した積極的なPRを行う。

●景観資源のデータベース化・活用

本市における景観施策の内容や景観資源、市民等からの意見など、景観に関する様々な情報等をデータベース化し、情報提供・公開するとともに、今後の景観施策等に活用する。

4) 市民や事業者主体の景観まちづくり活動への支援

●景観協定等の締結に向けた支援

地域の身近な景観に目を向け、住民が主体となって景観まちづくりに取り組みやすいように、その一手法となる景観協定の締結に向けた支援を行う。

●景観まちづくりに貢献する市民・事業者表彰

積極的に景観まちづくりに貢献する市民や事業者の活動については、表彰し、様々な地域へ普及・展開するよう、その活動内容を紹介していく。

●景観アドバイザーの派遣

地域や市民・事業者等の要請に応じて、景観に関する専門家等を景観アドバイザーとして派遣し、良好な景観形成に関する助言を行う。

●補助制度の活用促進

景観形成基準を踏まえた民間における建築物や外構部の修景工事に係る補助制度の活用を促進し、良好かつ魅力的な景観形成を誘導する。

6-5 施策展開スケジュール

総合的な施策展開について、市民、事業者、設計者・施工者、市（行政）の役割を示すとともに、概ねのスケジュールを整理する。

景観形成の実現化方策				役割				短期（概ね5年以内に実施）	中・長期（概ね5年以降に実施検討）
				市民	事業者	設計者・施工者	市（行政）		
関連施策との連携	都市計画施策をはじめ、農林業施策、環境施策、文化施策、その他関連施策との連携を図り、良好な景観誘導を促進する。	都市計画施策との連携	高度地区の活用	協力		指定	都市計画マスタープラン、景観計画と併せて検討		
			地区計画の活用	協力		指定			
			特別用途地区の指定検討	協力		指定			
			景観地区の指定	協力		指定			
		その他関連施策との連携	農林業施策との連携	協力		推進			
			環境施策との連携	協力		推進			
			文化施策との連携	協力		推進			
公共事業展開による景観まちづくり	市民の景観形成を支援するとともに、景観に配慮した公共事業を推進する。	景観形成に対する補助制度等の活用	既存の各種補助制度の充実		活用	協力	推進	景観計画と併せ検討、実情に応じて充実	
		景観に配慮した公共事業の推進	公共事業景観形成ガイドライン等の活用	理解	協力		策定	景観計画を受けて検討	
		国・県や隣接市町と連携した先導的な事業の展開	理解		協力	推進	景観計画を受けて検討		
		景観学習・教育の推進	参加		協力	推進			
市民・事業者等との協働による景観まちづくり	市民や事業者等が積極的に景観形成に取り組みやすいよう、様々な情報、環境、人材を提供する。	景観に対する意識醸成	景観に関する市民会議、セミナー等の開催	参加	参加・協力		開催		
			関係業界への説明会	理解	参加・協力		開催		
			産学官連携による研究活動の推進	理解		推進			
			景観整備機構の指定	理解		推進			
			市民参画による景観まちづくり活動の推進	「修景デザインコード」の作成・運用	活用		作成		
		「景観サポーター」制度		登録・協力		任命			
		地域住民との協働による「（仮称）景観まちづくり計画」の検討		参加	協力		策定		
		パブリックコメント・アンケートの実施		協力		実施			
		地元・事業者説明会の開催		参加		実施			
		人材の育成		参加	協力		育成		
		地域主体による景観向上活動の促進		実施	協力		支援		
		景観まちづくりに関する情報提供・公開	「アドプト・プログラム」等の促進	実施		支援			
			わかりやすい情報提供・公開	理解		作成			
			広報媒体の活用による景観形成に向けた取り組みの紹介	理解		紹介			
			都市美文化賞をはじめとする優れた景観の選定・PR	参加		紹介			
			観光ボランティアガイド「まいどさん」等との連携	協力		推進			
			地域主体の景観形成活動の紹介	協力		紹介			
		市民や事業者主体の景観まちづくり活動への支援	景観資源のデータベース化・活用	活用		作成			
			景観協定等の締結に向けた支援	実施	実施・協力		支援		
			景観まちづくりに貢献する市民・事業者表彰	功労		表彰			
景観アドバイザーの派遣	活用		活用・協力		派遣				
補助制度の活用促進	活用		紹介	支援					